

令和 7 年度  
商標審査の質についての  
ユーザー評価調査報告書

令和 7 年 9 月  
特 許 庁

## 目次

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 1. 調査の概要.....                          | 2  |
| (1) 背景.....                            | 2  |
| (2) 本調査の目的.....                        | 2  |
| (3) 調査方法.....                          | 2  |
| (4) 調査票.....                           | 3  |
| (5) 調査対象者.....                         | 3  |
| (6) 回答率.....                           | 4  |
| 2. 集計結果.....                           | 4  |
| (1) 商標審査全般の質に関する調査の集計結果.....           | 4  |
| ①商標審査全般の質に関する評価（全体評価）について.....         | 4  |
| ②商標審査に関する個別項目に係る質の評価について.....          | 6  |
| ③商標審査の質に関するコメントについて.....               | 14 |
| ④「識別性の判断」と「審査官間の判断の均質性」の不満の内容について..... | 16 |
| ⑤今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目について.....        | 17 |
| ⑥商標五庁（TM5）との商標審査の質の比較について.....         | 18 |
| 3. 集計分析.....                           | 20 |
| (1) 分析手法.....                          | 20 |
| (2) 分析結果.....                          | 20 |
| 4. 調査結果のまとめ.....                       | 23 |
| 5. 今後のユーザー評価調査に向けて.....                | 24 |
| (付録) 調査票.....                          | 25 |

## 1. 調査の概要

### (1) 背景

事業者による商標権の活用を通じて、商標が出所識別機能等の役割を発揮し、消費者が商標を信頼して消費活動を円滑に行うことができるようにするためには、商標審査において、法令・商標審査基準等の指針のもと、出願された商標の識別性や類似性等に関して、商取引の実態を十分に調査し、一貫性及び客観性を有する審査を推進していくことが重要です。このような認識のもと、特許庁は、ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化への貢献に向けて、商標審査の質を維持・向上するための品質管理の基本原則を示した「商標審査に関する品質ポリシー」（以下、「品質ポリシー」といいます。）を平成26年8月に公表しました。品質ポリシーでは、6つの基本原則の1つとして「出願人等とのコミュニケーションを深め、商標制度の利用促進を図ります」という原則を掲げています。

また、品質検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、ユーザーの声を品質管理施策に反映させるため、ユーザー評価調査を実施しています。

本報告書では、調査結果の概要とともに、回答内容を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告をします。

### (2) 本調査の目的

本調査は、商標審査の質について、ユーザーの皆様からの評価、意見等を収集し、商標審査の質の現状を把握するためのデータとして活用すると共に、今後の商標審査の質の改善に役立たせることを目的としています。

すなわち、本調査は、品質マニュアルにおいて説明されるところの「商標審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）」において、商標審査業務の評価（CHECK）として位置づけられます。そして、品質ポリシーに掲げられた「継続的に業務を改善します」という原則も実践すべく、商標審査及びその関連業務の継続的な改善のために活用していきます。

本調査は、商標審査において改善すべき点をユーザーの方々からの問題点の指摘を通じて明らかにし、商標審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的として行っています。

### (3) 調査方法

本調査は、令和6年度の商標審査全般の質について、オンラインアンケート形式で実施しました。

調査対象者には、オンラインアンケートに回答するためのパスワードを電子メール等により送付し、任意記名式（ユーザーが記名での回答と無記名での回答を任意に選択できる形式）で調査を実施しました（回答受付期間：令和7年4月～6月）。

### (4) 調査票

以下の調査票（付録参照）を用いてユーザー評価の収集を行いました。

## 調査票：商標審査全般の質についての調査

なお、調査票における個別項目の内容に応じて、「満足／厳しい／広い」「比較的満足／やや厳しい／やや広い」「普通／同等」「比較的不満／やや厳しくない／やや狭い」「不満／厳しくない／狭い」の5段階評価にて回答を依頼しました。

### (5) 調査対象者

調査対象者は、商標登録出願に係る出願人（在外出願人の場合は、代理人が回答）とし、抽出条件や規模については、表1に記載のとおりです。

表1: 調査対象者の選定方法

| 項目     |       | 内容                                                                       |
|--------|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象者  | 内国出願人 | 令和5年度における、筆頭出願人（内国出願人）としての商標登録出願件数上位360者と中小企業より抽出した20者の合計380者を対象として実施する。 |
|        | 在外出願人 | 令和5年度における、筆頭出願人（在外出願人）としての商標登録出願件数上位40者を対象として実施する。                       |
| 調査対象者数 |       | 合計420者                                                                   |

## （６）回答率

表２は、調査票の回答率を示したものです。全体の回答率は 79.5%、全体の回答に占める無記名での回答の割合は 25.4%でした。

表 2: 調査票の回答結果(括弧内は昨年度)

|           | 内国出願人 | 在外出願人 | 無記名 | 合計            |
|-----------|-------|-------|-----|---------------|
| アンケート送付件数 | 380   | 40    | －   | 420(418)      |
| アンケート回答件数 | 230   | 19    | 85  | 334 (354)     |
| 回答率       | 60.5% | 47.5% | －   | 79.5% (84.7%) |

## ２．集計結果

### （１）商標審査全般の質に関する調査の集計結果<sup>1</sup>

#### ①商標審査全般の質に関する評価（全体評価）について

表３は令和６年度の商標審査全般の質に関する評価（全体評価）について、図１は、平成 27 年度の調査開始からの経年変化を示したものです。

商標審査全般の質に関する評価（全体評価）において、「普通」以上の評価の割合は 94.3%（昨年度調査では 94.0%）であり、そのうち、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた上位評価割合は 54.8%（同 52.5%）を示しました。

昨年度と比較すると、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な割合が増加するとともに、「比較的不満」の否定的な回答の割合は減少しています。

<sup>1</sup> 本報告書内では、「無回答」の場合及び「分からない／経験がない」の場合は、集計母数から除いて集計しました。

表 3: 全体評価

| 5段階評価 | 満足    | 比較的満足 | 普通    | 比較的不満 | 不満   |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 回答数   | 53    | 130   | 132   | 18    | 1    |
| 割合    | 15.9% | 38.9% | 39.5% | 5.4%  | 0.3% |

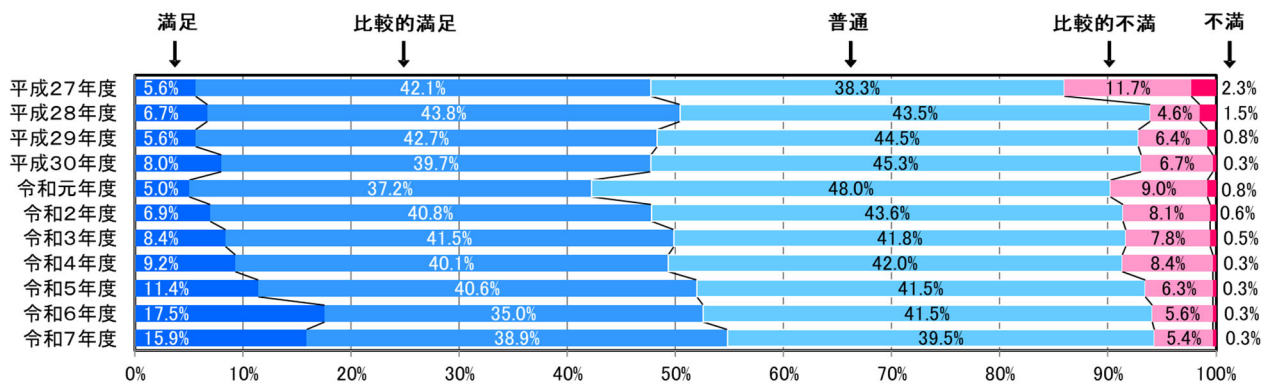


図 1: 商標審査全般の質に関する評価(全体評価)

## ②商標審査に関する個別項目に係る質の評価について

商標審査に関する個別項目について、5段階評価で集計しました。図2及び図3は、各個別項目の評価の度数分布又は割合を示したものです。

図4～図19は、個別項目についての評価の割合の経年変化を示したものです。

なお、図中の各個別項目名と調査票（付録）の質問との対応は以下のとおりです。

例：項目名（調査票の項番）

識別性の判断（2. ①－1）、類似性の判断（2. ①－2）、指定商品・役務の判断（2. ①－3）、主張の把握（2. ①－4）、基準・便覧との均質性（2. ②－1）、審判決との均質性（2. ②－2）、審査官間の判断の均質性（2. ②－3）、【拒絶理由】必要な説明（2. ③－1－1）、【拒絶理由】理解しやすい文言（2. ③－1－2）、【補正指示】必要な説明（2. ③－2－1）、【補正指示】理解しやすい文言（2. ③－2－2）、【補正指示】適切な応答（2. ③－2－3）、【拒絶査定】必要な説明（2. ③－3－1）、【拒絶査定】理解しやすい文言（2. ③－3－2）、【拒絶査定】適切な応答（2. ③－3－3）、電話や電子メール、面接における審査官とのコミュニケーション（2. ④）

「電話や電子メール、面接における審査官とのコミュニケーション」についての評価は、「普通」以上の評価の割合が93.9%（昨年度調査では100%）、上位評価割合が75.3%（同80.8%）であり、令和6年度実施庁目標（上位評価割合65%以上）を達成しました（図19）。

昨年度調査の結果に基づいて優先的に注力すべき項目とした「識別性の判断」、「審判決との均質性」、「審査官間の判断の均質性」についての評価は、「普通」以上の評価の割合がそれぞれ86.8%（同86.3%）、90.5%（同90.1%）、88.5%（同86.9%）であり、上位評価割合がそれぞれ47.0%（同42.4%）、44.0%（同39.2%）、43.6%（同36.3%）といずれも昨年度調査時より増加しました（図4、図9、図10）。

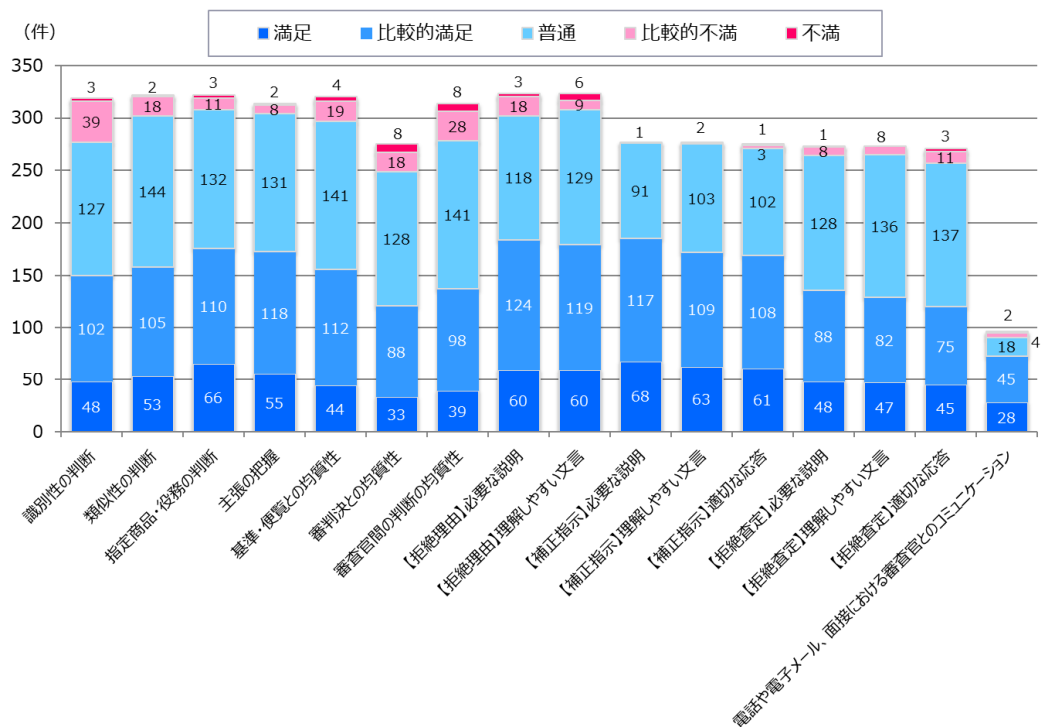


図 2: 個別項目への評価の度数分布

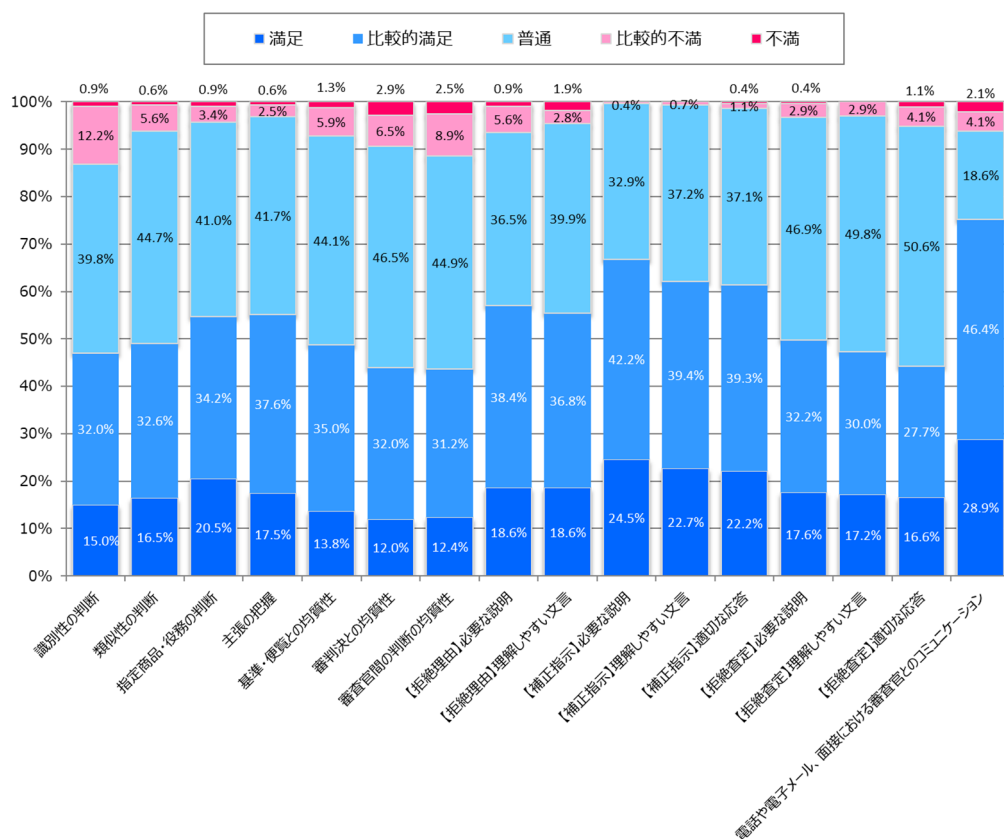


図 3: 個別項目の評価の割合



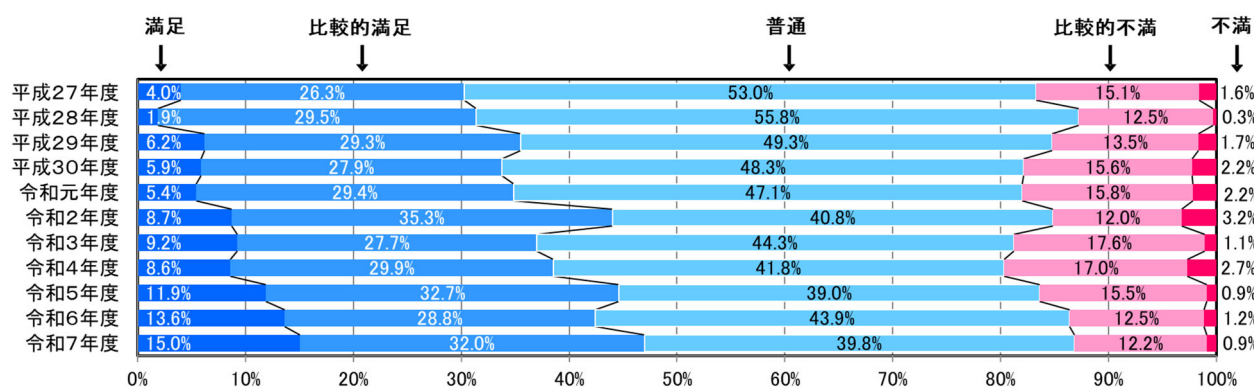


図 4: 識別性の判断

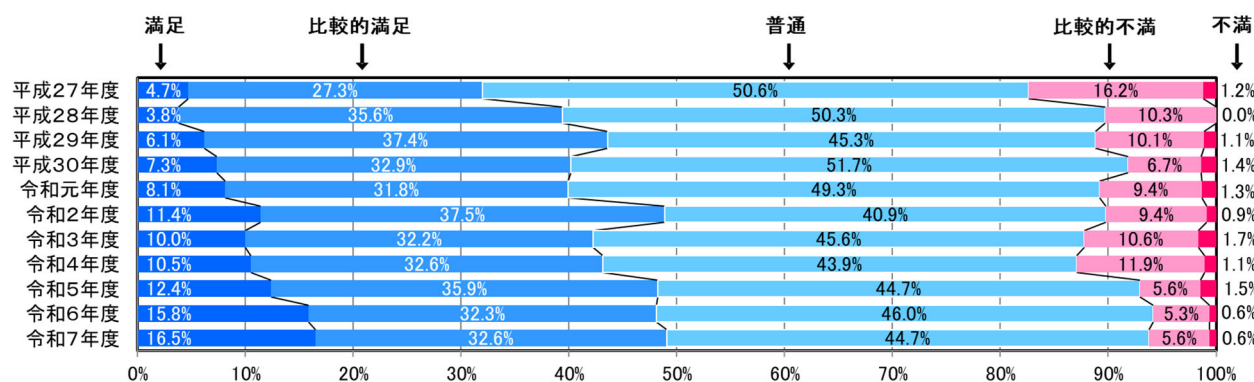


図 5: 類似性の判断

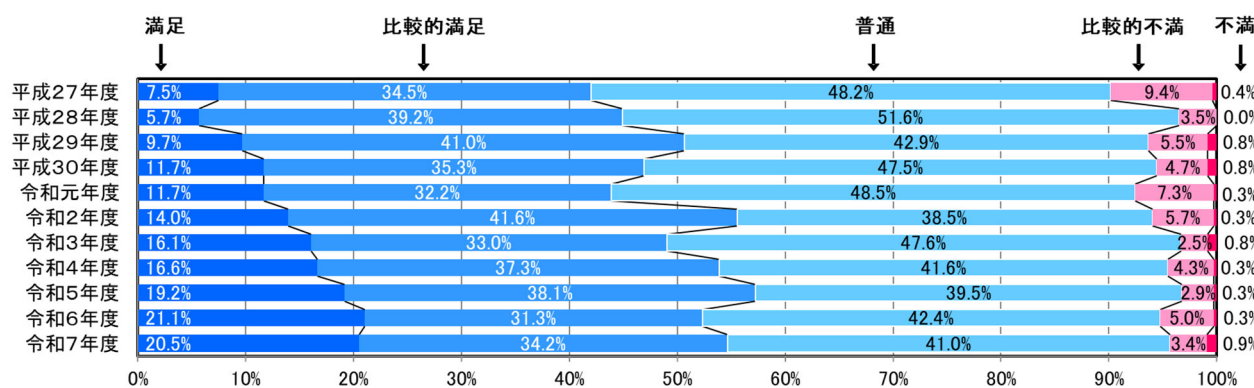


図 6: 指定商品・役務の判断

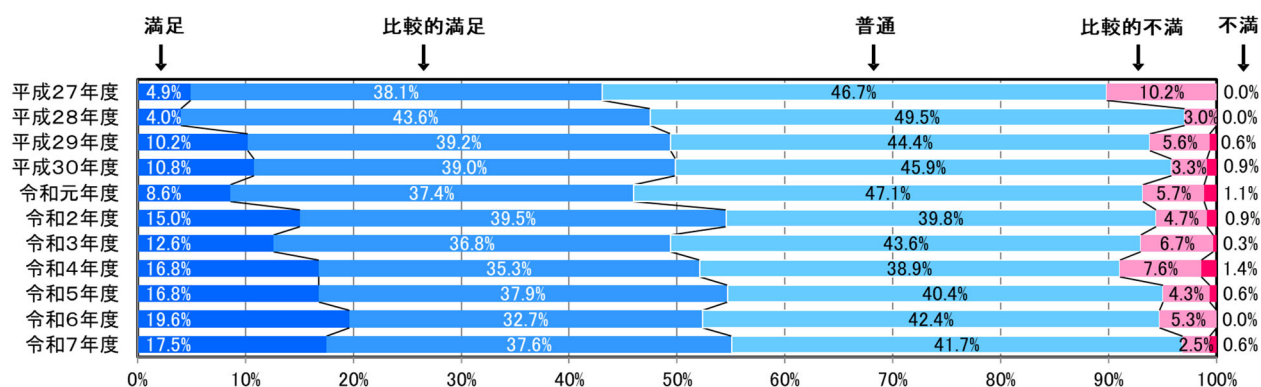


図 7:主張の把握

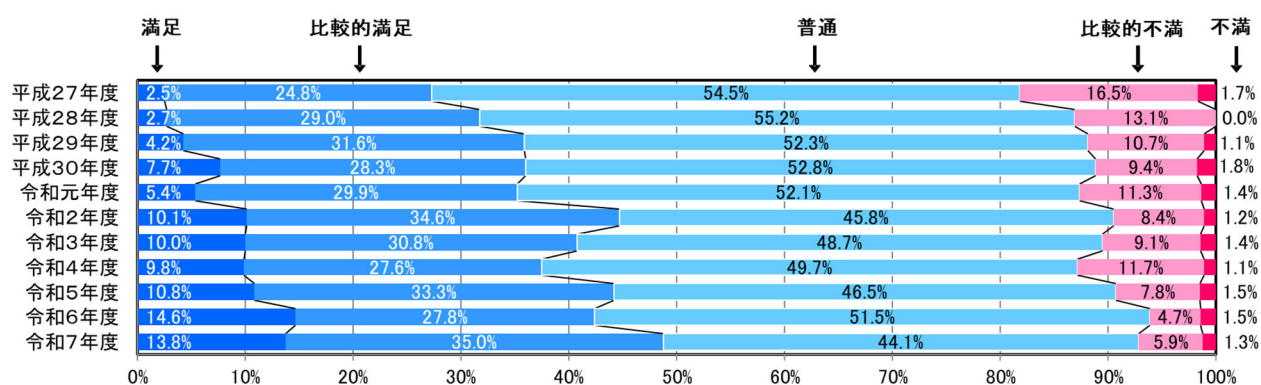


図 8: 基準・便覧との均質性

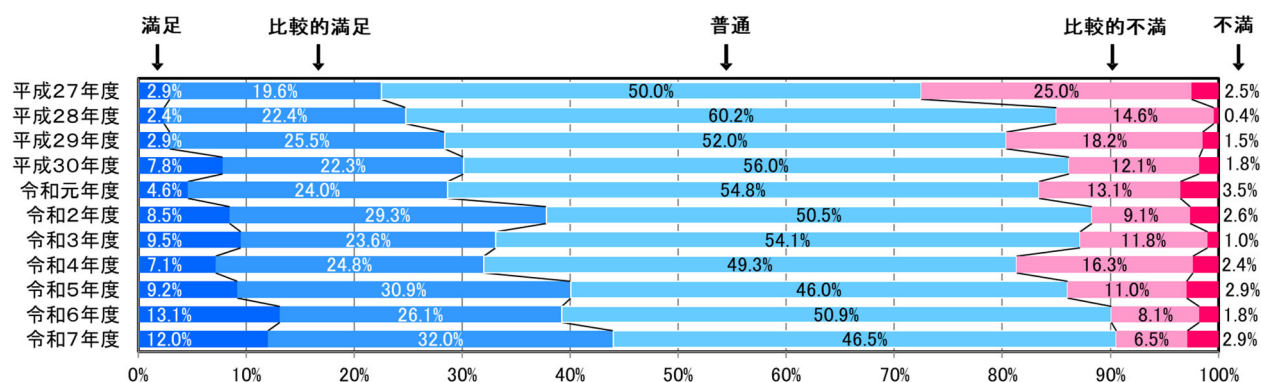


図 9: 審判決との均質性

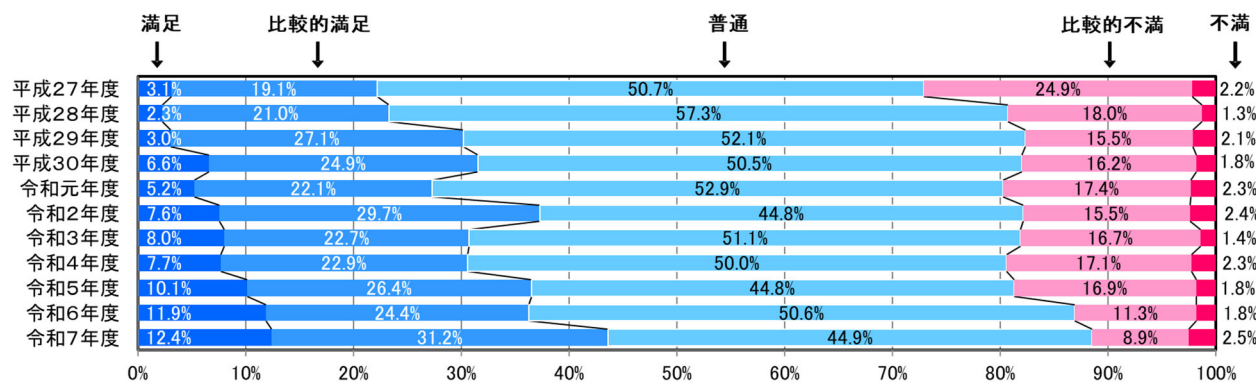


図 10: 審査官間の判断の均質性

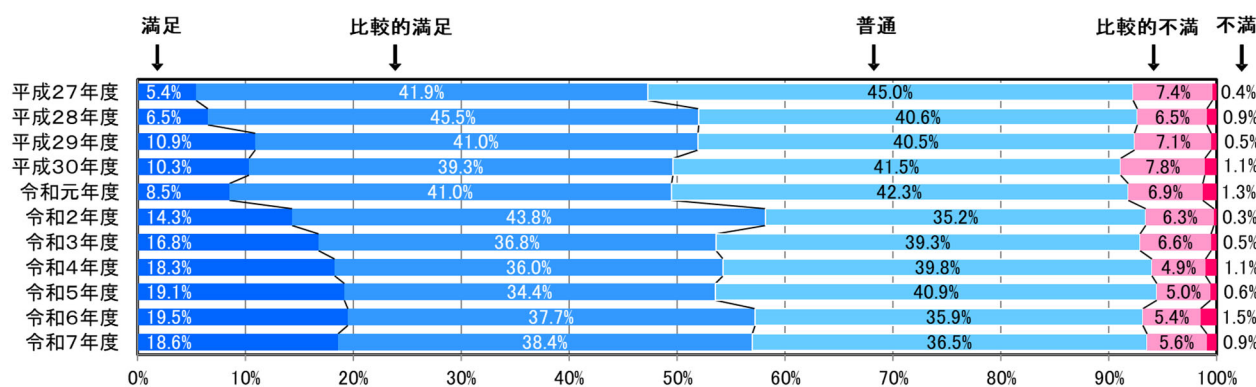


図 11: 【拒絶理由】必要な説明

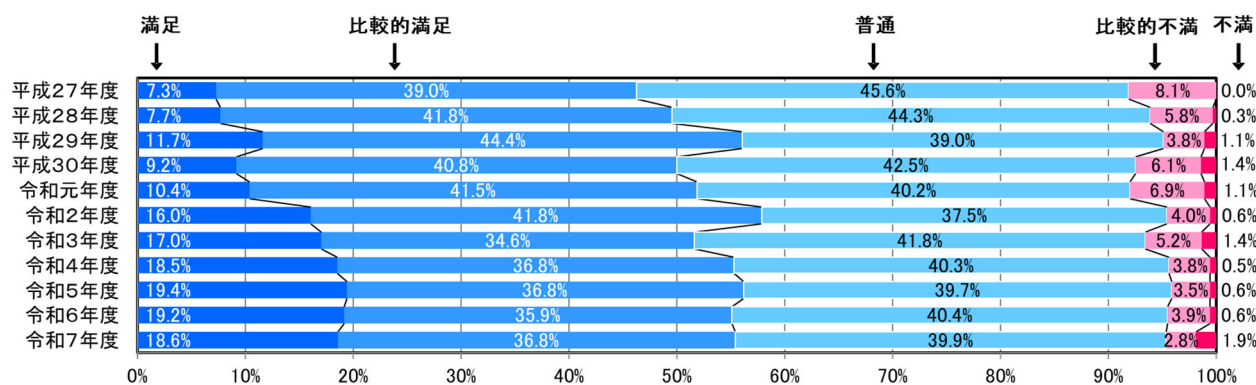


図 12: 【拒絶理由】理解しやすい文言

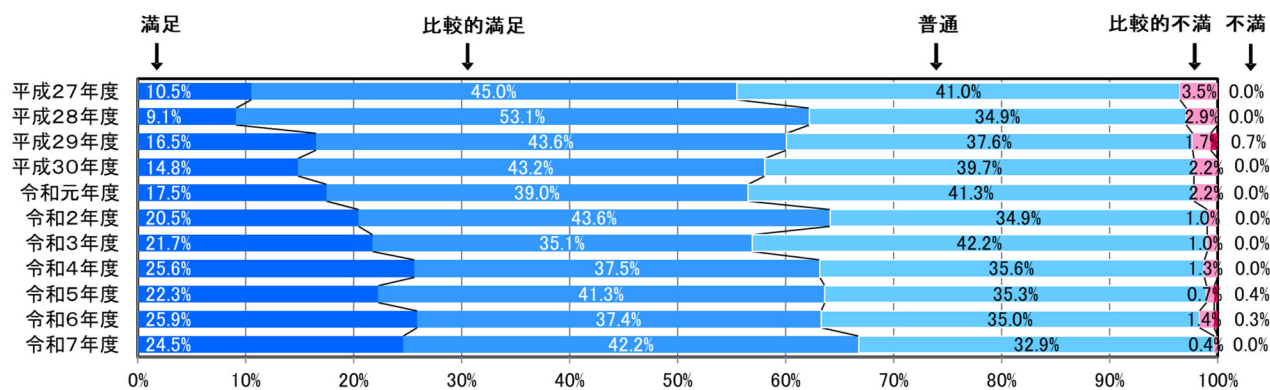


図 13:【補正指示】必要な説明

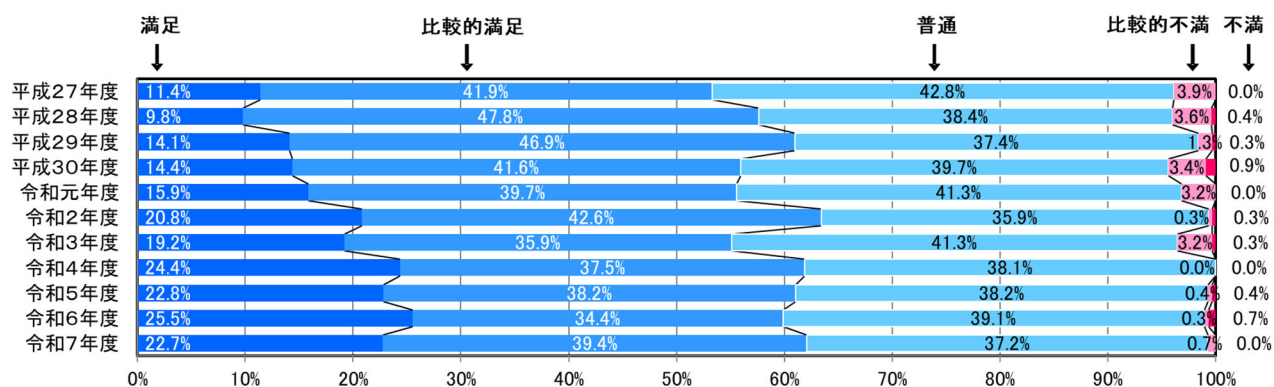


図 14:【補正指示】理解しやすい文言

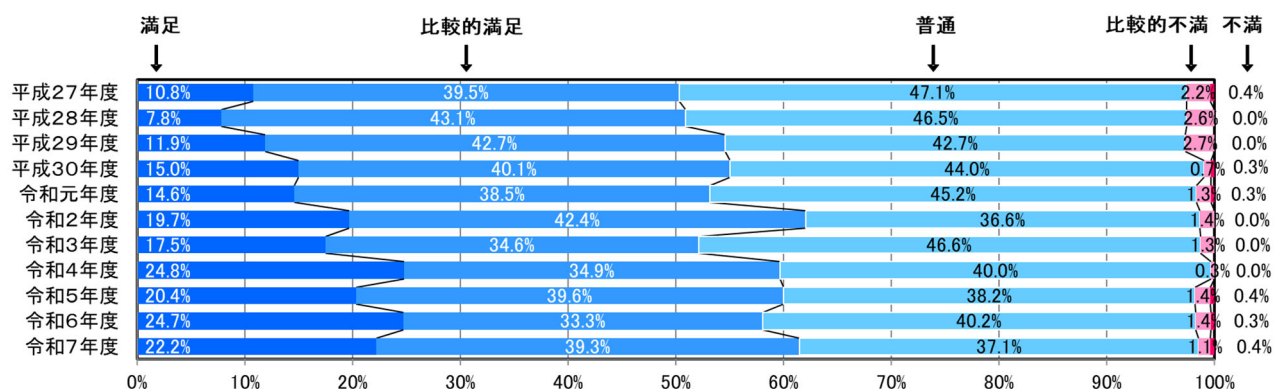


図 15:【補正指示】適切な応答

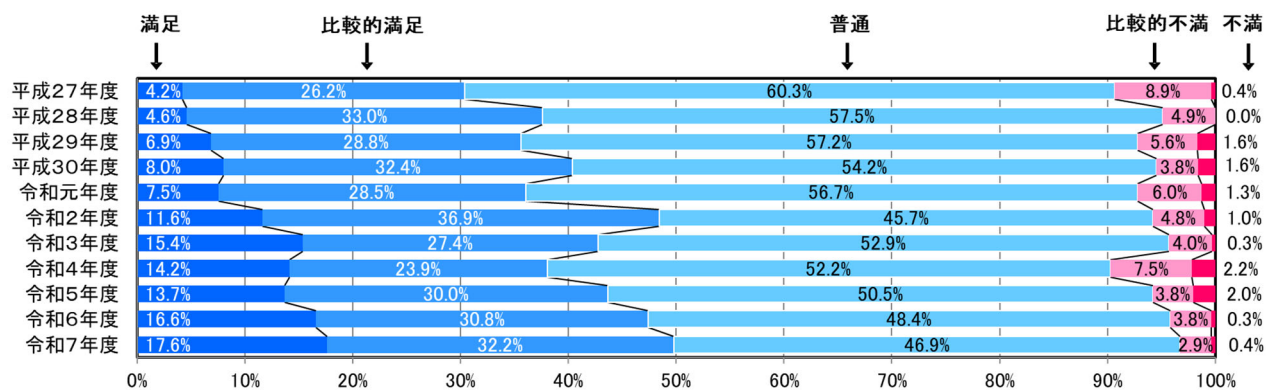


図 16:【拒絶査定】必要な説明

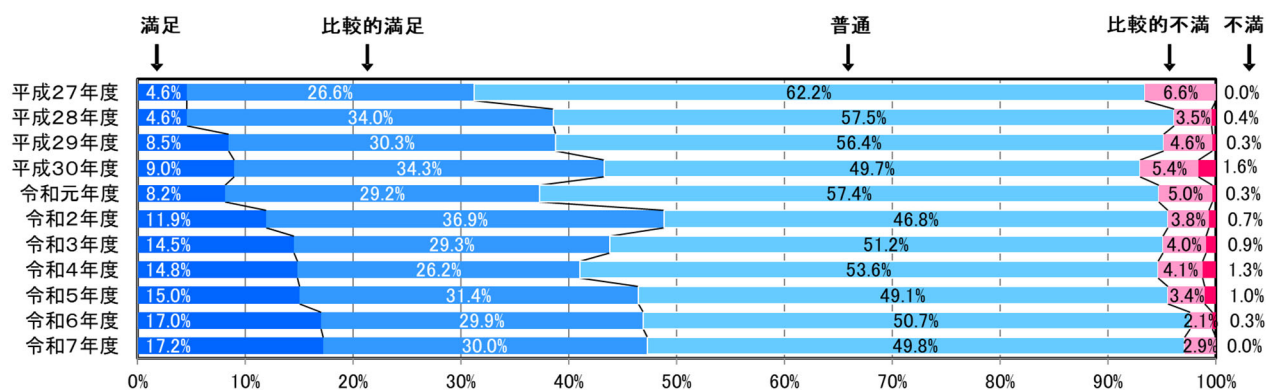


図 17:【拒絶査定】理解しやすい文言

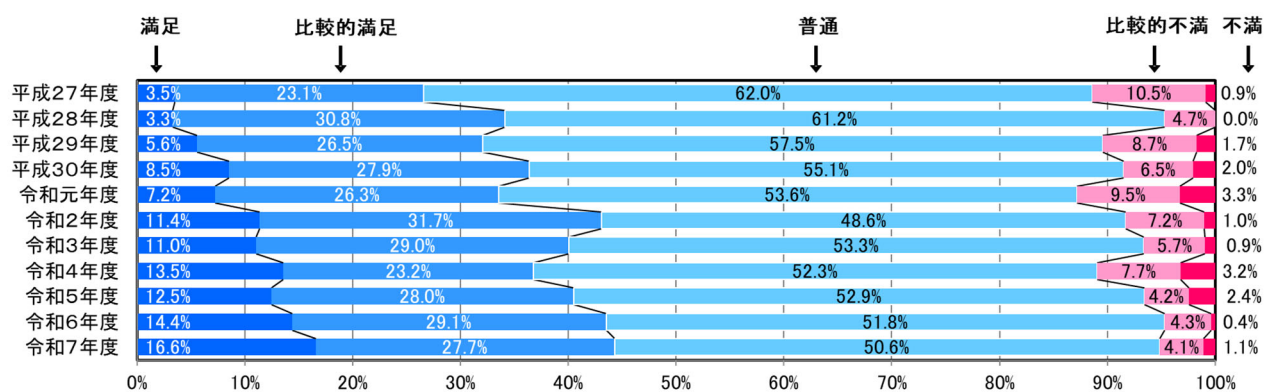


図 18:【拒絶査定】適切な応答



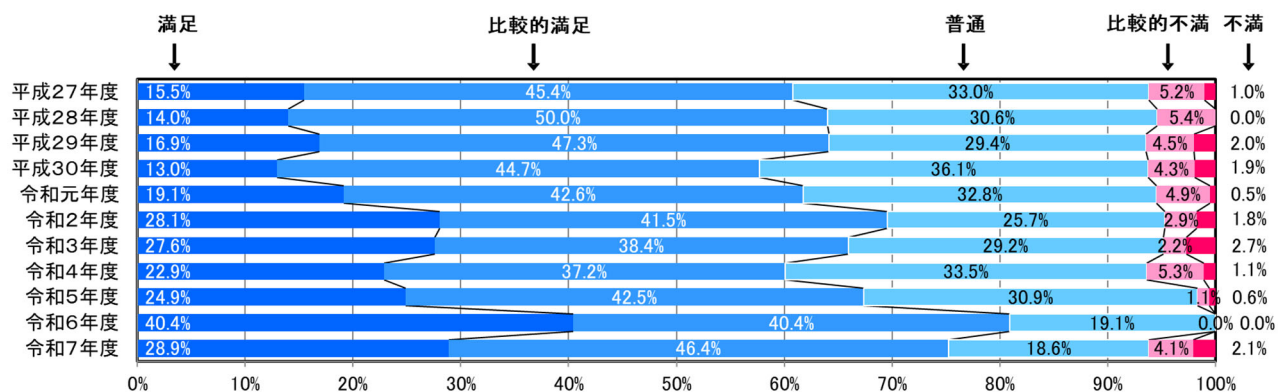


図 19: 電話や電子メール、面接における審査官とのコミュニケーション

### ③商標審査の質に関するコメントについて

図 20 は、各自由記入欄におけるコメントの内容を分類して集計したものです<sup>2</sup>。

コメント数が最も多かったのは、「識別性の判断」であり、次いで「電話や電子メール、面接における審査官とのコミュニケーション」、「審査官間の判断の均質性」、「【拒絶理由】必要な説明」の順に続く結果となりました。

「電話や電子メール、面接における審査官とのコミュニケーション」に関しては他の項目と比較して肯定的なコメントが多く寄せられ、具体的には、「いつも丁寧かつ真摯な姿勢でこちらの質問に応じてくれている。」、「新分野の指定商品・役務であったため記載に苦労したが、サービス内容を理解した上で適切な指定商品・役務を提示してくれた。」、「意見交換会の機会を設けて、識別性にかかる審査に関する質問や要望に耳を傾け懇切丁寧に対応いただけた。」、「全般的に以前よりもコミュニケーションがスムーズになっているように感じる。」といったコメントがありました。

「識別性の判断」、「審査官間の判断の均質性」、「【拒絶理由】必要な説明」に関しては他の項目と比較して否定的なコメントが多く、識別性の判断が厳しい、審査官による判断のぶれがある等の指摘がありました。

---

<sup>2</sup> 1つの回答に複数の項目に対する内容が含まれる場合は、各々、項目別に集計しました。

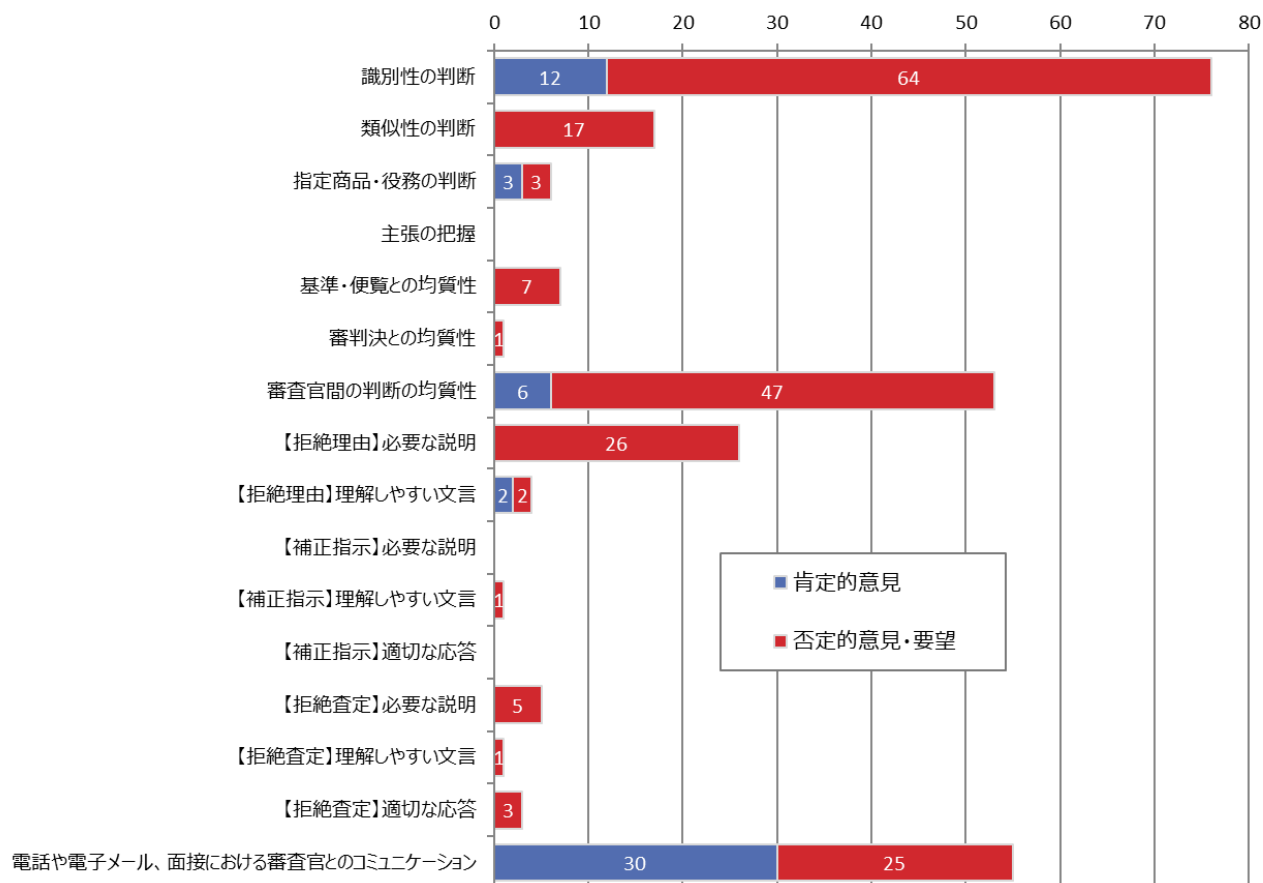


図 20: 各個別項目に関するコメント数



#### ④「識別性の判断」と「審査官間の判断の均質性」の不満の内容について

図 21 及び図 22 は、「識別性の判断」と「審査官間の判断の均質性」に関する不満の内容の割合を示しています。

識別性に対する不満の内容に関連する該当条文としては、「不満」又は「比較的不満」と回答したユーザーの半数以上が「第 3 条第 1 項第 3 号」を選択し、次いで多い「第 3 条第 1 項第 6 号」と合わせて 80%以上の割合を占める結果となりました。

審査官間の判断の均質性に関する不満の内容としては、「第 4 条第 1 項第 1 1 号（類似性の判断）」を選択したユーザーが最も多く、次いで「第 3 条第 1 項第 1 号～第 6 号（識別性の判断）」、「第 6 条第 1 項又は第 2 項（指定商品・役務の判断）」の順に続く結果となりました。

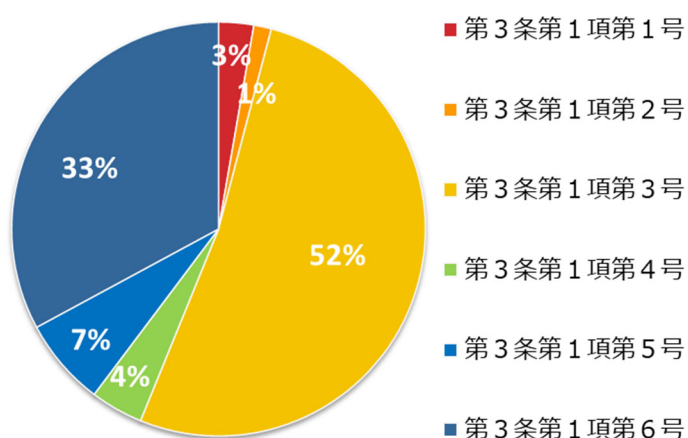


図 21: 識別性に対する不満の内容に関する該当条文

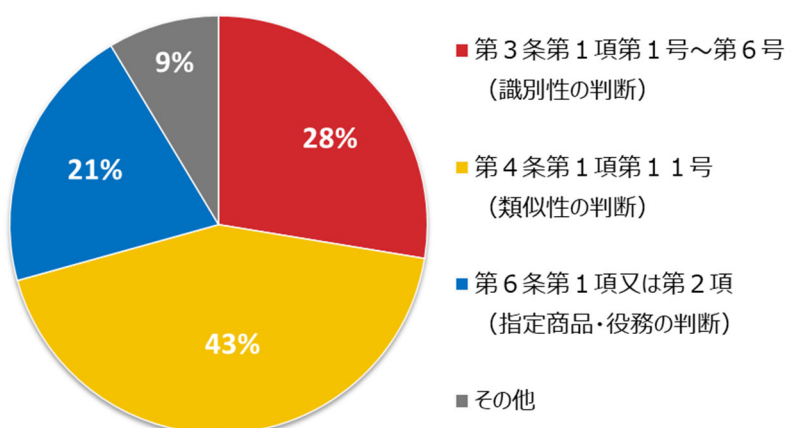


図 22: 審査官間の判断の均質性に関する不満の内容

## ⑤今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目について

図 23 は、今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目の割合を示しています。

今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目については、「審査における判断の均質性」を選択したユーザーが最も多く、次いで「審査における判断・理解」、「拒絶理由通知等の記載内容」の順に続く結果となりました。

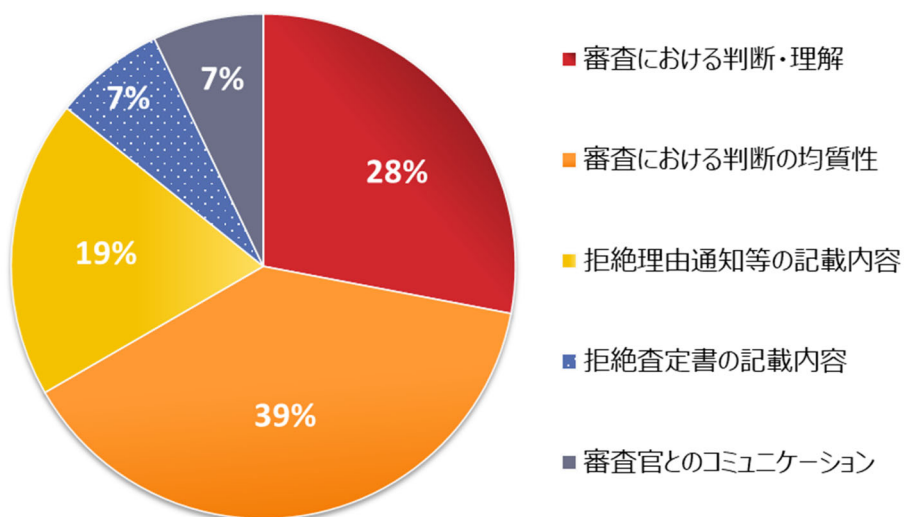


図 23: 審査の充実にむけて注力すべき項目

## ⑥商標五庁（TM5）との商標審査の質の比較について

表4は、商標審査の質に関し、各観点からそれぞれ優れている（または望ましい）と感じる庁についての回答（複数選択形式）を集計した結果を示したものです。

いずれの観点においても、JPOが最も支持される結果となりました。自由記入欄を見ると、日本の審査の質は比較的高く、均質性は保たれているとの意見が複数見られました。

**表4:各観点からそれぞれ優れている(または望ましい)と感じる庁**  
(いずれかの庁で「審査をした経験がない／分からない」と回答した者を除く163者の集計)

| 観点                            | JPO           | USPTO         | EUIPO         | CNIPA       | KIPO          |
|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|
| 審査における判断・理解                   | 56<br>(34.4%) | 18<br>(11.0%) | 10<br>(6.1%)  | 3<br>(1.8%) | 18<br>(11.0%) |
| 審査における判断の均質性                  | 46<br>(28.2%) | 15<br>(9.2%)  | 17<br>(10.4%) | 3<br>(1.8%) | 14<br>(8.6%)  |
| 拒絶理由通知書等の記載内容                 | 55<br>(33.7%) | 30<br>(18.4%) | 6<br>(3.7%)   | 1<br>(0.6%) | 12<br>(7.4%)  |
| 電話や電子メール、面接における審査官とのコミュニケーション | 36<br>(22.1%) | 14<br>(8.6%)  | 2<br>(1.2%)   | 1<br>(0.6%) | 8<br>(4.9%)   |

表5及び図24～図27は、各項目におけるJPOとの比較について、各項目の評価の平均値（「厳しい／広い」を5、「やや厳しい／やや広い」を4、「同等」を3、「やや厳しくない／やや狭い」を2、「厳しくない／狭い」を1としています。）を示したものです。

**表5:各項目におけるJPOとの比較**  
(日本と判断の厳しさ／広さが同じ場合は3.0、日本より判断が厳しい／広い場合は数値が高く、厳しくない／狭い場合は数値が低くなる)

| 項目         | USPTO | EUIPO | CNIPA | KIPO |
|------------|-------|-------|-------|------|
| 識別性の判断     | 3.55  | 3.42  | 4.20  | 3.38 |
| 類似性の判断     | 3.46  | 3.33  | 4.32  | 3.34 |
| 指定商品・役務の判断 | 4.04  | 3.08  | 4.13  | 3.29 |

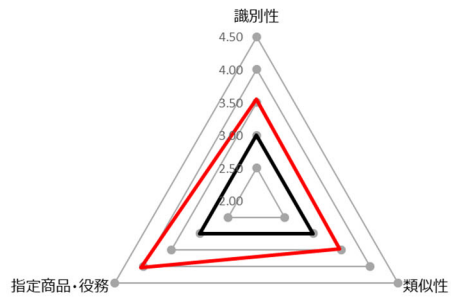


図 24: USPTO

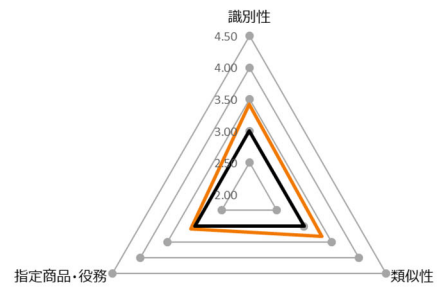


図 25: EUIPO

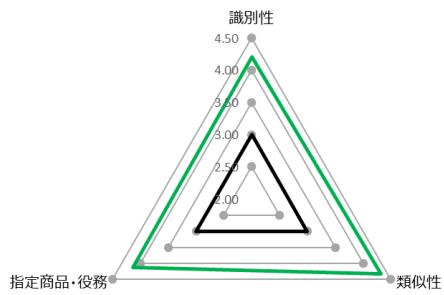


図 26: CNIPA

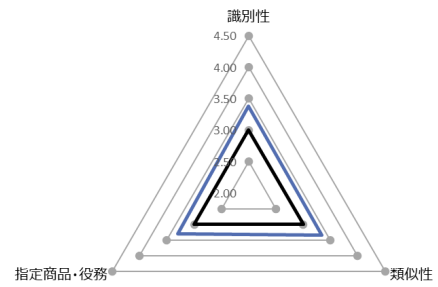


図 27: KIPO

### 3. 集計分析

#### (1) 分析手法

商標審査に対する評価（満足度）の向上に向けて取り組んでいくに当たり、どのような点に優先的に注力すべきかを把握するため、各個別項目に対する質の評価が全体評価に対して与える影響について分析しました。分析方法としては、全体評価と各個別項目の評価との間の相関関係の大きさを示す係数（相関係数）による方法を用いました。

#### (2) 分析結果

表 6 及び図 28 は、各個別項目の評価の平均値（「満足」を 5、「比較的満足」を 4、「普通」を 3、「比較的不満」を 2、「不満」を 1としています。）と、各個別項目の評価と全体評価の相関係数を示したものです。

そのうち評価の平均値が低く、かつ、全体評価との相関係数が大きい項目、すなわち、「識別性の判断」、「審判決との均質性」、「審査官間の判断の均質性」といった点が、優先的に注力すべき項目であることが分かりました。

表 6: 個別項目の評価及びこれらの全体評価との相関係数<sup>3</sup>

| 評価項目                              | 評価の<br>平均値 | 全体評価と<br>の相関係数 | 全体評価と<br>の相関係数<br>(昨年度) |
|-----------------------------------|------------|----------------|-------------------------|
| 識別性の判断 <sup>4</sup>               | 3.48       | 0.71           | 0.68                    |
| 類似性の判断                            | 3.59       | 0.71           | 0.67                    |
| 指定商品・役務の判断                        | 3.70       | 0.66           | 0.65                    |
| 主張の把握                             | 3.69       | 0.64           | 0.62                    |
| 基準・便覧との均質性                        | 3.54       | 0.72           | 0.66                    |
| 審判決との均質性 <sup>4</sup>             | 3.44       | 0.66           | 0.65                    |
| 審査官間の判断の均質性 <sup>4</sup>          | 3.42       | 0.66           | 0.63                    |
| 【拒絶理由】必要な説明                       | 3.68       | 0.62           | 0.58                    |
| 【拒絶理由】理解しやすい文言                    | 3.67       | 0.61           | 0.54                    |
| 【補正指示】必要な説明                       | 3.91       | 0.63           | 0.53                    |
| 【補正指示】理解しやすい文言                    | 3.84       | 0.61           | 0.51                    |
| 【補正指示】適切な応答                       | 3.82       | 0.61           | 0.49                    |
| 【拒絶査定】必要な説明                       | 3.64       | 0.66           | 0.61                    |
| 【拒絶査定】理解しやすい文言                    | 3.62       | 0.63           | 0.59                    |
| 【拒絶査定】適切な応答                       | 3.55       | 0.66           | 0.61                    |
| 電話や電子メール、面接における<br>審査官とのコミュニケーション | 3.96       | 0.43           | 0.31                    |

<sup>3</sup> 相関係数は 1 を最大値とするものであり、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ 0.5 程度以上であれば、相応の（中程度の）相関があるとされます。

<sup>4</sup> 優先的に注力すべき項目

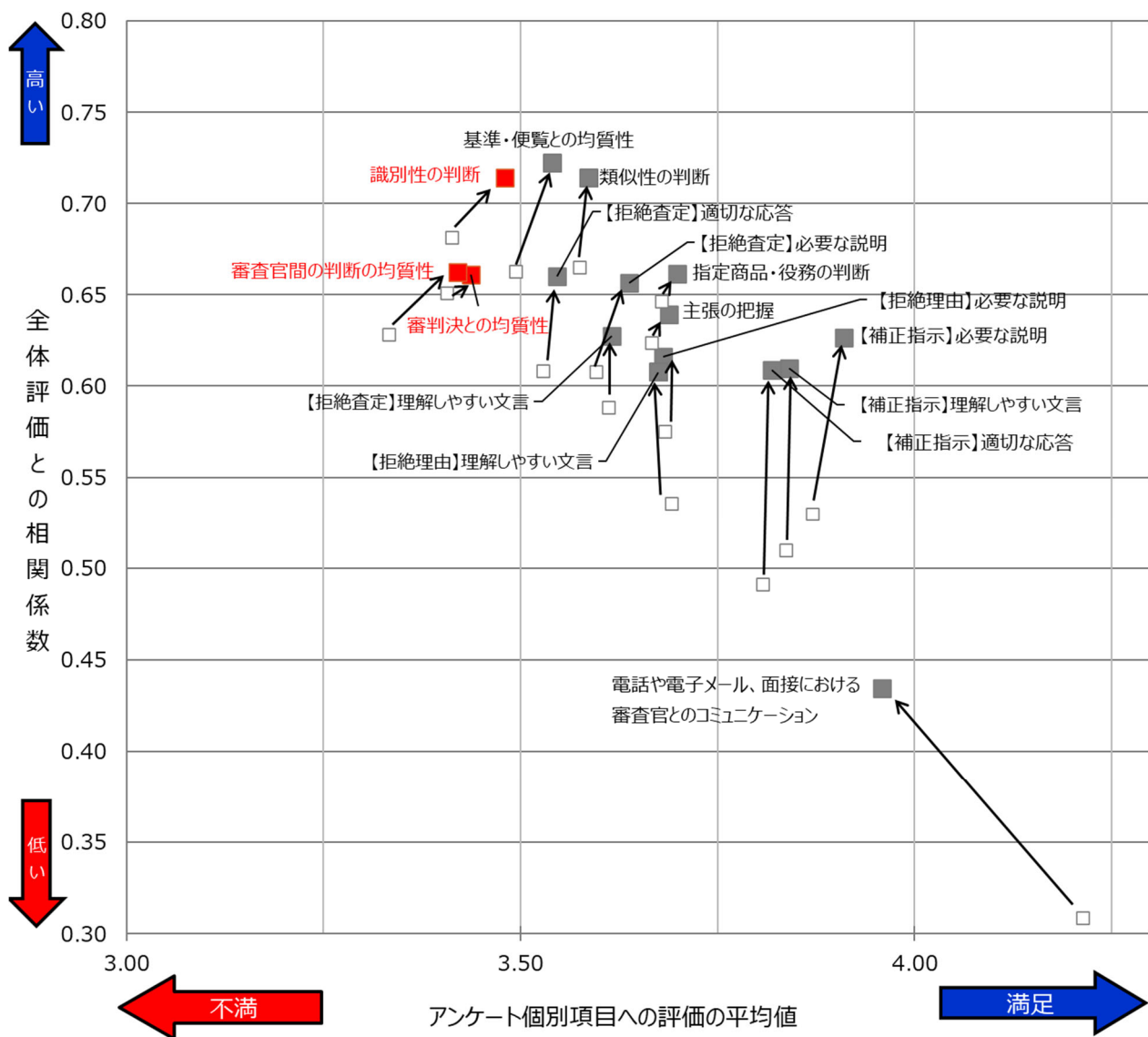


図 28: 個別項目の評価と全体評価との相関係数<sup>5</sup>

<sup>5</sup> 白色のマーカーと矢印は、昨年度調査の結果からの変化を示しています。

#### 4. 調査結果のまとめ

令和6年度における商標審査全般の質に関する評価（全体評価）は、「普通」以上の評価の割合が94.3%（昨年度調査では94.0%）、「満足」及び「比較的満足」の評価を合わせた上位評価割合が54.8%（同52.5%）で、個別項目についての評価も含め、昨年度調査の結果から、全体として満足度が増加したという結果になりました（図1～図19）。

また、個別項目のうち、昨年度調査の結果に基づいて優先的に注力すべき項目とした「識別性の判断」、「審判決との均質性」、「審査官間の判断の均質性」については、昨年度と比較してそれぞれの評価の平均値が上がったものの、他の項目と比べて下位評価（「比較的不満」又は「不満」）の割合が依然として高く、全体評価との相関係数も高いことから、さらなるユーザー満足度の向上のため、引き続き優先的に注力すべき項目として取り組んでまいります（表6、図28）。

その他の個別項目のうち、「電話や電子メール、面接における審査官とのコミュニケーション」については、「普通」以上の評価の割合が93.9%（同100%）、上位評価割合は75.3%（同80.8%）となり、肯定的なコメントも数多く寄せられました（表6、図19～図20）。一方で、昨年度調査ではなかった下位評価も複数あり、テレワーク時の審査官の対応等についての否定的なコメントも寄せられましたので、それらを踏まえて、改善に向けた取り組みを進めていく所存です。

商標五庁（TM5）との審査の質の比較に関する調査項目については、「審査における判断・理解」、「審査における判断の均質性」、「拒絶理由通知等の記載内容」、「電話や電子メール、面接における審査官とのコミュニケーション」のいずれの項目においてもJPOが優れているという回答が最も多い結果となりました（表4）。引き続きユーザーの皆様からの信頼が得られるよう、海外の特許庁と情報交換を行うことを通じて、更なる審査の質向上に取り組んでまいります。



## 5. 今後のユーザー評価調査に向けて

ユーザー評価調査は、商標審査の品質管理に関するマニュアルにおいて示されている「商標審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）」において、商標審査業務の評価（CHECK）として位置付けられます。すなわち、本調査（CHECK）により、商標審査の質に関する現状を把握した後は、それに基づいて限られたリソースの中で重点的に改善する業務を決定（ACT）し、これをその後の計画に的確に反映（PLAN）し、当該計画を実践（DO）していく必要があります。

また、自由記入欄に記入いただいた調査対象案件に関する御意見・御要望については、各内容を検討・分析し、改善が必要と思われる事項を把握するとともに、フィードバックの可否に応じた対応や具体的な審査の質の検証を行うことにより、商標審査の質の向上に努めます。

そして、ユーザーニーズの継続的な把握と商標審査の質の検証及び向上のため、来年度以降も同様の調査を行う予定です。調査にあたっては、よりの確にユーザーニーズを把握するため、対象者の選定方法を含め、調査票の内容等について、更なる改善に向けた検討を行ってまいります。

### 謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様の御協力をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様の参画による審査の質の評価を実施し、その結果に基づいて、商標審査及びその関連業務の継続的な改善に向けた取組を推進していくことが必要です。引き続きの御協力をお願いいたします。

(付録) 調査票

| 商標審査全般の質について                                                                                                                           |    |          |    |       |    |                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------|----|-------|----|-----------------|
| ご回答者様情報                                                                                                                                |    |          |    |       |    |                 |
| 会社・法人名                                                                                                                                 |    |          |    |       |    |                 |
| ※空欄の場合、匿名として取り扱います。                                                                                                                    |    |          |    |       |    |                 |
| お名前                                                                                                                                    |    | ご連絡先(電話) |    | メール   |    |                 |
| ※可能な範囲でご記入ください。ご回答いただいた内容について、確認の連絡をさせていただく場合がございます。                                                                                   |    |          |    |       |    |                 |
| 下記【1】、【2】、【3】の問いに2024年度の商標審査(審判は含みません)のご経験に基づいてお答えください。                                                                                |    |          |    |       |    |                 |
| 【1】商標審査の質一般について                                                                                                                        |    |          |    |       |    |                 |
|                                                                                                                                        | 満足 | 比較的満足    | 普通 | 比較的不満 | 不満 |                 |
|                                                                                                                                        | 5  | 4        | 3  | 2     | 1  |                 |
| 1. 2024年度の商標審査全般の質についてどのように感じていますか。【必須】                                                                                                |    |          |    |       |    |                 |
|                                                                                                                                        |    |          |    |       |    |                 |
| 2. 2024年度の商標審査に関する以下の個別項目の評価についてお答えください。                                                                                               |    |          |    |       |    |                 |
| ① 審査における判断・理解について【必須】                                                                                                                  |    |          |    |       |    |                 |
|                                                                                                                                        | 満足 | 比較的満足    | 普通 | 比較的不満 | 不満 | 分からない<br>／経験がない |
|                                                                                                                                        | 5  | 4        | 3  | 2     | 1  |                 |
| ①-1. 商標の識別性(商標法第3条第1項第1号～第6号)の判断(※)は適切でしたか。                                                                                            |    |          |    |       |    |                 |
| ※商標は、自己と他人の商品又は役務とを区別するために用いられるものであるため、自己と他人の商品・役務を区別することができない商標は登録を受けることができません。「商標の識別性の判断」とは、商標が自己と他人の商品・役務を区別することができるか否かに関する判断を指します。 |    |          |    |       |    |                 |
| ①-2. 商標の類似性の判断は、法令や審査基準に沿って行われていたと感じましたか。                                                                                              |    |          |    |       |    |                 |
| ①-3. 指定商品・指定役務に関する審査官の判断は、法令や審査基準に沿って行われていたと感じましたか。                                                                                    |    |          |    |       |    |                 |
| ①-4. 意見書等における出願人・代理人等の主張の把握は適切でしたか。                                                                                                    |    |          |    |       |    |                 |
| 上記①-1.で「比較的不満」または「不満」をチェックした場合には、その不満の内容に関連する該当条文を下記から選択してください(複数可)。                                                                   |    |          |    |       |    |                 |
| <input type="checkbox"/> 第3条第1項第1号                                                                                                     |    |          |    |       |    |                 |
| <input type="checkbox"/> 第3条第1項第2号                                                                                                     |    |          |    |       |    |                 |
| <input type="checkbox"/> 第3条第1項第3号                                                                                                     |    |          |    |       |    |                 |
| <input type="checkbox"/> 第3条第1項第4号                                                                                                     |    |          |    |       |    |                 |
| <input type="checkbox"/> 第3条第1項第5号                                                                                                     |    |          |    |       |    |                 |
| <input type="checkbox"/> 第3条第1項第6号                                                                                                     |    |          |    |       |    |                 |
| 上記①-1.商標の識別性(商標法第3条第1項第1号～第6号)の判断に関して、具体的なご意見の内容をご記入ください。                                                                              |    |          |    |       |    |                 |
|                                                                                                                                        |    |          |    |       |    |                 |
| ② 審査における判断の均質性について【必須】                                                                                                                 |    |          |    |       |    |                 |
|                                                                                                                                        | 満足 | 比較的満足    | 普通 | 比較的不満 | 不満 | 分からない<br>／経験がない |
|                                                                                                                                        | 5  | 4        | 3  | 2     | 1  |                 |
| ②-1. 商標審査基準・商標審査便覧等の特許庁で公開している情報と、審査官の判断に均質性はありましたか。                                                                                   |    |          |    |       |    |                 |
| ②-2. 判決・審決の判断と、審査官の判断に均質性はありましたか。                                                                                                      |    |          |    |       |    |                 |
| ②-3. 拒絶理由等について、審査官間の判断に均質性はありましたか。                                                                                                     |    |          |    |       |    |                 |
| 上記②-3.で「比較的不満」または「不満」をチェックした場合には、その不満の内容を下記から選択してください(複数可)。                                                                            |    |          |    |       |    |                 |
| <input type="checkbox"/> 第3条第1項第1号～第6号(識別性の判断)                                                                                         |    |          |    |       |    |                 |
| <input type="checkbox"/> 第4条第1項第1号(類似性の判断)                                                                                             |    |          |    |       |    |                 |
| <input type="checkbox"/> 第6条第1項又は第2項(指定商品・役務の判断)                                                                                       |    |          |    |       |    |                 |
| <input type="checkbox"/> その他(具体的な内容を下記、記載欄にご記入ください)                                                                                    |    |          |    |       |    |                 |
| 上記②-3.拒絶理由等についての審査官間の判断の均質性に関して、具体的なご意見の内容をご記入ください。                                                                                    |    |          |    |       |    |                 |
|                                                                                                                                        |    |          |    |       |    |                 |

③ 通知内容について

満足

5

比較的満足

4

普通

3

比較的不満

2

不満

1

分からない  
／  
経験がない

③-1. 拒絶理由通知書の記載内容について【必須】

③-1-1. 必要な説明がされていましたか。

③-1-2. 理解しやすい文言で、簡潔・平明に記載されていましたか。

満足

5

比較的満足

4

普通

3

比較的不満

2

不満

1

分からない  
／  
経験がない

③-2. 手続補正指示書の記載内容について【必須】

③-2-1. 必要な説明がされていましたか。

③-2-2. 理解しやすい文言で、簡潔・平明に記載されていましたか。

③-2-3. 出願人の主張・提出書類に対し、適切に応答していましたか。

満足

5

比較的満足

4

普通

3

比較的不満

2

不満

1

分からない  
／  
経験がない

③-3. 拒絶査定に記載内容について【必須】

③-3-1. 必要な説明がされていましたか。

③-3-2. 理解しやすい文言で、簡潔・平明に記載されていましたか。

③-3-3. 出願人の主張・提出書類に対し、適切に応答していましたか。

④ 審査官とのコミュニケーションについて、2024年度に電話や電子メール、面接で審査官と直接コミュニケーションを取ったことがある場合、「はい」を選択し、評価ください。【必須】

満足

5

比較的満足

4

普通

3

比較的不満

2

不満

1

分からない  
／  
経験がない

はい

いいえ

電話や電子メール、面接における審査官とのコミュニケーションについて、全般的な満足度を教えてください。

審査官とのコミュニケーションに関して、具体的なご意見の内容をご記入ください。

⑤ 上記①～④に関して、今後の商標審査の充実に向けて注力した方がよい項目がある場合、その項目をお答えください。

審査における判断・理解について

審査における判断の均質性について

拒絶理由通知書等の記載内容について

拒絶査定に記載内容について

電話や電子メール、面接における審査官とのコミュニケーションについて

⑥ コメント（上記①～④に関して、項目を特定した上で、具体的なご意見の内容をご自由にご記入ください。特に「比較的不満」または「不満」を選択された場合には、積極的にご意見の内容をご記入ください。）

（記入欄）

項目

ご意見

26

3. 上記2.①～④の個別項目について、特に満足・不満等の評価の背景となった具体的な事例等があればお答えください。

(記入欄)

・該当する個別項目：  
・出願番号：  
・内容：

※案件（自者・他者案件問わず）が特定できるよう、可能な限り出願番号も併せてご記入ください。  
※複数の事例をご記入いただく場合は同じ欄内に続けて記載してください。  
※判断の均質性についてご回答いただく際は、可能な限り比較対象となる他の事例も併せてご記入ください。

頂いた事例は、品質向上を目的として、出願番号やご意見の内容を担当審査官にフィードバックさせていただきたく、ご理解ご協力をお願い致します。  
もし、フィードバックを希望されない場合は、右にチェックしてください。  
※チェックの有無に関わらず、担当審査室の管理職までは共有させていただきます。

☐ 担当審査官へのフィードバック不可

【2】商標五庁（TM5）との審査の質の比較

1. 商標五庁（TM5）との審査の質の比較に関する以下の各項目についてお答えください。

商標審査の質に関し、次の観点からそれぞれ優れている（または望ましい）と感じる庁があればチェックしてください。（複数庁を選択可）  
※特に優れていると感じる庁がない観点、比較できない観点は、チェックしていただく必要はありません。  
① ※審査の質がよく分からない庁、他庁と比較できるほど審査を受けた経験がない庁については、「分からない／経験がない」をチェックしてください。  
※JPO＝日本国特許庁、USPTO＝米国特許商標庁、EUIPO＝欧州連合知的財産庁、CNIPA＝中国国家知識産権局、KIPO＝韓国特許庁

|                                  | JPO                      | USPTO                    | EUIPO                    | CNIPA                    | KIPO                     |
|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 0. 分からない／経験がない                   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 1. 審査における判断・理解                   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2. 審査における判断の均質性                  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3. 拒絶理由通知書等の記載内容                 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4. 電話や電子メール、面接における審査官とのコミュニケーション | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

上記①の各項目について、各庁に対しそのような印象を感じた理由について具体的な内容をご記入ください。

② 日本国特許庁と比較して、商標の識別性の判断の印象をお聞かせください。【必須】

|                       | (日本国特許庁より) | 厳しい                   | やや<br>厳しい             | 同等                    | やや<br>厳しくない           | 厳しくない                 | 分からない<br>／経験がない       |
|-----------------------|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ②-1. 米国特許商標庁（USPTO）   | 5          | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ②-2. 欧州連合知的財産庁（EUIPO） | 4          | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ②-3. 中国国家知識産権局（CNIPA） | 3          | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ②-4. 韓国特許庁（KIPO）      | 2          | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
|                       | 1          | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

③ 日本国特許庁と比較して、商標の類似性の判断（類否判断の幅）の印象をお聞かせください。【必須】

|                       | (日本国特許庁より) | 広い<br>5               | やや広い<br>4             | 同等<br>3               | やや狭い<br>2             | 狭い<br>1               | 分からない<br>／経験がない       |
|-----------------------|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ③-1. 米国特許商標庁（USPTO）   |            | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ③-2. 欧州連合知的財産庁（EUIPO） |            | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ③-3. 中国国家知識産権局（CNIPA） |            | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ③-4. 韓国特許庁（KIPO）      |            | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

④ 日本国特許庁と比較して、指定商品・指定役務の判断（採択の是非）の印象をお聞かせください。【必須】

|                       | (日本国特許庁より) | 厳しい<br>5              | やや<br>厳しい<br>4        | 同等<br>3               | やや<br>厳しくない<br>2      | 厳しくない<br>1            | 分からない<br>／経験がない       |
|-----------------------|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ④-1. 米国特許商標庁（USPTO）   |            | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ④-2. 欧州連合知的財産庁（EUIPO） |            | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ④-3. 中国国家知識産権局（CNIPA） |            | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ④-4. 韓国特許庁（KIPO）      |            | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

⑤ コメント（上記②～④に関して、項目を特定した上で、各庁に対しそのような印象を感じた理由について具体的な内容をご記入ください。）

| （記入欄） |     |
|-------|-----|
| 項目    | ご意見 |
|       |     |
|       |     |
|       |     |

【3】その他

その他、追加のご意見・ご要望等がございましたらご記入ください。

| （記入欄） |
|-------|
|       |
|       |
|       |

回答へのフォローアップ

ご回答いただいた内容の実情を把握し、審査の質の改善につなげるため、回答へのフォローアップをさせていただきます。希望しない場合は、右にチェックしてください。

☐ 回答へのフォローアップ不可